

各グループから出された内容の体系(条例想定の場合)

2 前文

3 目的

- ・市民、議会及び議員並びに市長及び行政が担う役割及び責任の明確化
- ・自治の推進及び拡充に必要な区のある方、制度、仕組みの規定
- ・自律的な自治の運営の確立
- ・市民の公共の福祉の向上、開かれた市政運営の展開

4 定義

市民、事業者、参加、協働、ともに担う公共

5 自治の基本理念(三つの自治)

市民自治  
団体自治  
住民自治

6 自治の基本原則

参加の原則  
ともに担う公共創造の原則  
協働の原則  
情報共有の原則

7 条例の位置付け

最高規範性

構成するものの役割及び責任

1 市民

- (1) 市民の権利
- (2) 市民の責務

1 市民

- (3) コミュニティ

2 議会

- (1) 議会の設置及び議員の宣誓
- (2) 議会の役割と責任
- (3) 議員の役割と責任

3 市長・行政

- (1) 市長の設置等
- (2) 市長その他の執行機関の責務
- (3) 市長などの宣誓
- (4) 行政運営の原則
- (5) 計画的に行政を運営することについて
- (7) 行政組織のあり方について

3 市長・行政

- (8) 区役所

3 市長・行政

- (6) 財政運営

進の市民自治の制度等

1 情報共有等

- ・情報提供
- ・情報公開
- ・個人情報保護

2 パブリック・コメント制度

- ・パブリックコメント制度の規定
- ・市長等のパブコメ結果公表義務
- ・委任規定

3 住民投票制度

- ・住民投票制度の設置
- ・発議
- ・住民投票に関する情報
- ・投票結果の尊重
- ・委任規定

4 苦情、不服、侵害に対する措置

- ・市への救済等の要求
- ・制度設置、必要な措置

5 評価

- ・評価の目的等
- ・分かりやすい評価
- ・結果の公表
- ・委任規定

治体と国や他の自治体との関係

国や他の自治体との関係

- ・対等・協力の関係
- ・積極的な連携

員会 自治推進委

自治推進委員会の設置

- ・設置規定